
■□■

□■□ 事故防止メルマガ「Think」／Vol. 225

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// I N D E X //

- 1・2020年12月前半の安全管理ごよみ
- 2・安全管理法律相談～貨物運送事業の働き方改革とは？
- 3・交通事故の裁判事例～残存価格設定型リース契約車に事故の評価損を否認
- 4・今日の朝礼話題～まだまだ低い横断歩道での一時停止率
- 5・【好評発売中】冊子「交差点を鳥の目で視ると隠れた危険が見えてくる」
- 6・【好評発売中】手帳「2021トラック運行管理者手帳」
- 7・【好評発売中】手帳「2021バス運行管理者手帳」

// //

★12月前半の安全管理ごよみ

◆11月16日（月）～1月10日（日）

——第60回「正しい運転・明るい輸送運動」（全日本トラック協会）

◆1日（火）～1月15日（金）

——令和2年度年末年始無災害運動（中災防）

◆1日（火）～1月31日（日）

——陸上貨物運送事業「年末・年始労働災害防止強調運動」（陸災防）

◆8日（火）

——一般社団法人交通科学研究会 2020年度・研究発表会

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2020/11/10/2020-des-kongetsu-untankanr/>

■安全管理法律相談

こちらのコーナーでは、WILL法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第85回「貨物運送事業の働き方改革とは？」

【質問】

近年、働き方改革が叫ばれ「働き方改革関連法」が施行されましたが、貨物運送事業者は2024年まで同法導入の猶予があると聞いています。

そこで質問ですが、貨物運送事業の働き方改革とはどういった制度なのでしょう？また、働き方改革を放置しているとどのような罰則がありますか？

【回答】

2018年6月に成立したいわゆる「働き方改革関連法」は、2019年4月から順次施行されています。

法律自体の正式名称は「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」といい、労働基準法や労働安全衛生法等、関連する種々の法律を改正する内容になっています。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2020/11/01/houritsu-85-hatarakikata/>

■交通事故の裁判事例

今回は、残存価格設定型リース契約の車が事故にあい、事故による評価損がリース期間満了時の査定価格に影響を与えるかが争われた事例を紹介します。

『リース期間満了時の評価損、査定価格は不明であるとして損害賠償を認めず』

【事故の状況】

平成29年6月17日午前10時ごろ、Aは普通貨物自動車を運転して横浜市内の高速道路の第2車線を走行中、第1車線から車線変更をしてきた乗用車Bと衝突し、Aは道路右側のガードレールに衝突しました。

この事故により、A車は左フロントフェンダー部分など大破して約210万円の修理費用が発生しました。

ところが、A車は残存価格設定型リース契約車で、5年間リース契約後の残存価格を130万円と設定しており、リース契約終了後に査定価格が130万円を下回ったときには、その差額をリース会社に支払うことになるため、修理費用の他に評価損として約40万円の損害賠償を求めました。

しかし、BはA車は業務用車両として使用されており、走行距離も初度登録から7か月で2万4千キロ以上と極めて多いことなどから、評価損は生じないなどと反論しました。

【裁判所の判断】

「リース契約満了時に、返還されたA車の査定価格が契約時に設定された残存価格に達しない場合には、その差額をA社が負担しなければならず、事故による評価損がリース期間満了時に査定価格に影響を与え、負担を生じさせる可能性があることは否定できない」

「しかしながら、リース期間は平成33年7月まで残存していること、リース期間が満了した場合でもA社は残存価格を精算することのほか、リース期間の延長や車両の買取りを選択することが可能であること、事故による評価損が平成29年9月5日の時点で約40万円であったとしても、リース期間満了時における評価損の額は不明である」

「こうした事情を考慮すれば、A社が主張する残存価格との差額を負担することによる損害は、口頭弁論終結時である平成30年5月30日の時点においていまだ現実化していないものと言わざるを得ない」

として、評価損にかかる損害を認めませんでした。

(横浜地裁 平成30年8月10日判決)

■今日の朝礼話題

『まだまだ低い横断歩道での一時停止率』

先日、J A F（日本自動車連盟）では信号のない横断歩道で歩行者が渡ろうとしている場面において、走行している車が一時停止するか否かの全国調査の結果を発表しました。

それによりますと、全国で一時停止した車は21.3%で、前年の調査から4.2%ほど改善されましたが、依然として約8割の車が止まらない実態が明らかになりました。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2020/11/16/tw-oudanhodouteisiritsu/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<https://www.think-sp.com/2020/06/01/tw-kinkyu-jitai/>

■【好評発売中】教育冊子「交差点を鳥の目で視ると隠れた危険が見えてくる」

※仕様 B5判／16ページ／カラー刷

※価格 700円（1セット＜5冊＞・税別・送料実費）

交差点事故を防ぐためには、自分の目で見て安全確認をすることはもちろんですが、運転席から見えていない危険を俯瞰的に発見する力（メタ認知能力）が必要です。

例えば、左折をする際に左後方の死角にいるバイクや自転車など、目には見えない危険をイメージすることで二輪車の巻き込み事故の危険は大幅に減少し

ます。

本冊子では交差点での6つの運転場面を取り上げて、それぞれ鳥の目で見ると高い位置から交差点の危険を示して、目に見えない危険を理解できているかを確認することができます。

ぜひ事業所でのメタ認知能力向上のための教育ツールとしてご活用ください。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/37ei2J4>

■【好評発売中】手帳「2021トラック運行管理者手帳」
手帳「2021バス運行管理者手帳」

※仕様 A6判／222ページ／表紙ビニールレザー／本色2色刷

※価格 各1,200円+税

今年も「2021トラック運行管理者手帳」「2021バス運行管理者手帳」の販売を開始しております。

両手帳とも、運行管理者として知っておきたい最新の法改正などを「法令編」「知識編」「データ編」としてまとめており、煩雑になりがちな運行管理関係の法令知識をお手元で確認していただくのにとっても便利です。

また、スケジュール欄も充実しており、日々の運行管理に役立つ手帳となっております。

【詳しくはこちら↓】

<https://2014unkoukanridiary.jimdo.com/>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<https://goo.gl/duF5ws>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(令和2年11月17日送信)

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15ピアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <http://www.think-sp.com/>

